

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種 接種費用一部補助のお知らせ

平成26年(2014年)10月1日から高齢者の肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種になりました。対象年度の対象期間のみ接種費用の一部補助が受けられます。

この書類は、令和5年度「接種費用の一部補助対象者」にお送りしています。
(過去に対象ワクチンを接種された方、対象期間外に接種された方は補助が受けられません。詳細は裏面をご覧ください。)

接種をご希望の方は同封の書類をよくお読みになり、委託医療機関にご予約のうえ、接種を受けてください。(接種は希望制です。強制ではありません。)

この封筒に入っている書類

- 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種 接種費用一部補助のお知らせ
(この用紙)
- 令和5(2023)年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票(紫色の用紙)
- 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の注意事項(黄色の用紙)
- 令和5(2023)年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種委託医療機関一覧

肺炎球菌ワクチンについて



肺炎は日本人の死因の第3位であり、肺炎で亡くなる方の9割以上が65歳以上の高齢者です。一般に肺炎を引き起こす原因の3割から4割は肺炎球菌によるものと考えられています。肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐためのワクチンです(肺炎全てを予防出来るものではありません)。

お問い合わせ

〒945-0061

柏崎市栄町18番26号 柏崎市元気館
健康推進課健診係
電話20-4211

詳細は裏面です。ご確認ください。

令和5(2023)年度対象期間

下記対象期間外の接種は全額自己負担になります。

令和5(2023)年7月1日～令和6(2024)年3月31日

令和5(2023)年度対象者 以下●の項目全てに該当する方です。

- 今までに対象ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種した事がない方
- 以下に記載の年齢になる方(①または②)

①令和5(2023)年度対象年齢表

対象年齢	生年月日
65歳	昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日
70歳	昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日
75歳	昭和23(1948)年4月2日～昭和24(1949)年4月1日
80歳	昭和18(1943)年4月2日～昭和19(1944)年4月1日
85歳	昭和13(1938)年4月2日～昭和14(1939)年4月1日
90歳	昭和 8(1933)年4月2日～昭和 9(1934)年4月1日
95歳	昭和 3(1928)年4月2日～昭和 4(1929)年4月1日
100歳	大正12(1923)年4月2日～大正13(1924)年4月1日

②60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい(身体障害者手帳1級相当の障がい)を有している方。

※上記①のうち65歳の方、65歳以外の方で申し込みされた方及び②の方へお送りしています。

接種回数 1回

自己負担額 4,700円

医療機関窓口にて自己負担額をお支払いください。

(生活保護世帯の方は無料です。医療機関窓口にて被保護者証明書をご提示ください。)

実施医療機関 別紙「肺炎球菌ワクチン予防接種委託医療機関一覧」をご覧ください。

接種の際は事前に医療機関へ予約をお願いします。

持ち物 ○同封の予診票(紫色の用紙)

○接種費用4,700円(生活保護世帯の方は無料)

○健康保険証(生活保護世帯の方は被保護者証明書)

※対象者②の障がいを持っている方は身体障害者手帳も必要です。